

上信越自動車道
長野管理事務所管内（東）舗装補修工事

特記仕様書

令和8年7月

東日本高速道路株式会社 関東支社
長野管理事務所

目	次	頁
1. 工事概要		1
2. 適用する共通仕様書		1
3. 監督員、主任補助監督員の権限		1
4. 配置技術者に関する事項		2
5. 工事用地等に関する事項		2
6. 関連施設その他との関係		2
7. 作業日及び作業期間に関する事項		3
8. 関連工事に関する事項		5
9. 工事費構成内訳書に関する事項		6
10. 工程表及び履行報告に関する事項		6
11. 支給材及び貸与品に関する事項		7
12. 保安に関する事項		7
13. 環境保全に関する事項		9
14. 再生資源及び建設副産物に関する事項		10
15. 部分引渡し及び部分使用に関する事項		12
16. 現場環境改善に関する事項		12
17. 業務用プレート等に関する事項		13
18. 工事変更等検討会の設置		13
19. 完全週休2日工事		13
20. カーボンニュートラル推進工事		14
21. 工事細部に関する事項		16
22. 割掛対象表の項目に示す工事の内容		31
23. 補足事項		31

添付資料

様式－１－１		工事費構成内訳書及び工程表の提出について
様式－１－２		工事費構成内訳書
様式－１－３		工程表
様式－２		工事履行報告
様式－３		残存物件調書
様式－４		再生資材供給可能量の照会について
様式－５		再生資材使用計画書
様式－６		工事記録情報 完了届
様式－７		不動産貸付申請書
様式－８		間接工事費計画書の提出について
様式－９	別添	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書、変更間接工事費計画書
様式－１０		間接工事費増加費用見積書
様式－１１		間接工事費増加費用の負担額同意書
様式－１２	別添	材料調達変更計画書の提出について、材料調達変更計画書
様式－１３		材料調達実績報告書の提出について
別添－１		低速プロファイラの運用に関する補足資料
別添－２		取得報告書
別添－３		カーボンニュートラル施工計画書 (競争参加資格申請時に実施するとして取り組み)
別添－４		カーボンニュートラル施工計画書 (提案項目)

1. 工事概要

1-1 工事箇所

上信越自動車道

(自) 群馬県甘楽郡下仁田町 [下仁田IC (KP26.8)]

緯度 36° 14' 20" 経度 138° 49' 30"

(至) 新潟県妙高市関川 [妙高高原IC (KP172.4)]

緯度 36° 52' 00" 経度 138° 11' 40"

長野自動車道

(自) 長野県松本市島立 [松本IC (KP25.8)]

緯度 36° 14' 00" 経度 137° 56' 20"

(至) 長野県千曲市雨宮 [更埴JCT (KP75.7)]

緯度 36° 33' 00" 経度 138° 08' 30"

中部横断自動車道

(自) 長野県小諸市大字御影新田 [佐久小諸JCT (KP0.0)]

緯度 36° 18' 00" 経度 138° 28' 50"

(至) 長野県小諸市大字御影新田 [佐久北IC (KP1.2)]

緯度 36° 17' 40" 経度 138° 28' 20"

※ 座標については、国土地理院のホームページ「境界座標入力支援サービス」を利用すること。 <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41017.html>

1-2 施工内容

(舗装補修)

施工延長 (本線・ランプ)

7.2 車線・km

舗装面積

2.6 万m²

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和7年7月版とする。

3. 監督員、主任補助監督員の権限

3-1 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書1-6-1「監督員の権限」の規定に次を加えるものとする。

(16)「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号、最終改正令和7年6月1日法律第68号 以下「建設リサイクル法」という。)第18条の規定に基づく報告先

3-2 主任補助監督員の権限

共通仕様書1-6-3「主任補助監督員」(2)のほか、主任補助監督員に委任した権限は次のとおりである。

(1) 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

章	項目	内 容
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先
1-60	工事看板の設置	・設置が困難な場合の理由書の提出先
19-3-3	交通規制計画	・交通規制工実施報告書の提出先

章	項 目	内 容
19-4-3	交通安全要員計画	・交通安全要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者に関する事項

4-1 配置技術者の資格及び工事経験

配置技術者に求める経験及び資格は、本工事の入札公告（説明書）、見積方依頼書、先発工事の入札公告（説明書）における随意契約条件のいずれか（以下「入札公告等」という。）に示すとおりとする。

4-2 特例監理技術者が兼務できる工事について

共通仕様書 1-7-3 「現場代理人等の配置」（４）に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

ア) 対象範囲

上信越自動車道 松井田妙義 I C から信濃町 I C

長野自動車道 安曇野 I C から更埴 J C T

中部横断自動車道 佐久小諸 J C T から小諸御影 T B

上記を通過する市町村（安曇野市、松本市、筑北村、麻績村、坂城町、千曲市、長野市、須坂市、小布施町、中野市、飯綱町、信濃町、安中市、下仁田町、佐久市、小諸市、東御市、上田市）

5. 工事用地等に関する事項

5-1 敷地の使用

共通仕様書 1-9-2 「受注者が確保すべき工事用地等」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地は位置図及び下表のとおりとする。なお、本敷地は受注者に無償で貸与するものとし、使用の目的は使用用途に記載した内容に限るものとする。

名 称	碓氷軽井沢 I C 作業基地	麻績 I C 作業基地
使 用 用 途	工事用機械の作業基地として使用するもの	試験舗装時の工事用機械の作業基地として使用するもの
敷 地	約 4 0 0 m ²	約 4 0 0 m ²
期 間	工事期間中	試験舗装期間中

6. 関連施設その他との関係

共通仕様書 1-10 「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

（１）道路関係

道路名	道路管理者名	位置	摘要
上信越自動車道	東日本高速道路㈱ 高崎管理事務所	下仁田 I C ～松井田妙義 I C	
	東日本高速道路㈱ 長野管理事務所	松井田妙義 I C ～信濃町 I C	
	東日本高速道路㈱ 上越管理事務所	信濃町 I C ～妙高高原 I C	
長野自動車道	東日本高速道路㈱ 長野管理事務所	安曇野 I C ～更埴 J C T	
長野自動車道	中日本高速道路㈱ 松本保全・サービスセンター	松本 I C ～安曇野 I C	

道路名	道路管理者名	位置	摘要
中部横断自動車道	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	佐久小諸 J C T ～小諸御影 T B	
	国土交通省長野国道事務所 中部横断自動車道出張所	小諸御影 T B ～佐久北 I C	

(2) 規制関係

道路名	交通管理者名	摘要
上信越自動車道 (KP59.5～KP172.4) 長野自動車道 (KP25.8～KP75.7)	長野県警察本部交通部高速 道路交通警察隊	交通規制
上信越自動車道 (KP26.8～59.5)	群馬県警察本部交通部高速 道路交通警察隊	交通規制
中部横断自動車道 (KP0.0～1.2)	長野県警察本部交通部高速 道路交通警察隊	交通規制

(3) 電力、通信施設関係

施設等名	施設等管理者名	位置	摘要
交通量計測装置	東日本高速道路(株)	全工事範囲	車線埋設
光通信ケーブル	K D D I (株) 東日本高速道路(株)	全工事範囲	埋設及び添架
メタル通信・電 源ケーブル	東日本高速道路(株)	全工事範囲	埋設及び添架

上表(2)の高速道路等の交通規制に必要な協議(道路交通法第80条に基づく協議)については、原則として発注者が行うものとする。なお、高速道路等とは、当社が管理する道路(供用中の高速道路及び一般有料道路)をいう。

受注者は、上表以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

7. 作業日及び作業期間に関する事項

7-1 作業期間

共通仕様書1-13「作業日」の規定による他、下表に示す期間は作業を行ってはならない。

やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、事前にその理由を監督員に連絡するものとする。

(1) 交通混雑期間

期間(予定)	区間	摘要
毎年12月下旬～1月上旬の14日間	全工事区間	高速道路等の交通 規制を伴う工事
毎年4月下旬～5月上旬の14日間		
毎年8月中旬～8月下旬の14日間		

(2) 善光寺「御開帳」期間

期間(予定)	区間	摘要
令和9年4月4日～令和9年6月19日の77日間	全工事区間	高速道路等の昼夜 連続規制を伴う工事

(3) 低気温期間

期間（予定）	区 間	摘 要
令和8年12月 5日～令和 9年 3月23日の109日間	全工事区間	高速道路等の交通規制を伴う工事
令和9年12月 5日～令和10年 3月23日の110日間		

(4) (2) 善光寺「御開帳」期間および(3) 低気温期間においてやむを得ず作業を行う必要がある場合、受注者は作業理由とその施工計画書を監督員に提示し、確認を得なければならない。監督員は提出された作業確認願の内容を確認後、その結果を書面にて通知するものとする。なお、協議対象は、監督員の指示により規制解除可能な作業とする。

受注者の事由により(2) 善光寺「御開帳」期間および(3) 低気温期間に示す期間中に作業を行った場合の増加費用についてはすべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとするが、監督員が(2) 善光寺「御開帳」期間および(3) 低気温期間に示す期間中の作業を指示した場合の費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

7-2 夜間作業

単価表の項目において、(昼夜)、(夜)と表記されているものについては、共通仕様書 1-

1.3「作業日」の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。ただし、切削機等による騒音の発生する作業については、24時までには終了させるものとする。

7-3 高速道路等の交通規制可能時間

施工区間における交通規制の区分による規制可能時間帯は、下表に示すとおりとする。ただし、交通規制による著しい渋滞の発生若しくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時等により、監督員が規制の解除(工事中止)を指示した場合、また、監督員より規制可能時間帯の変更について指示した場合は、受注者はこれに従うものとする。

(1) 上信越自動車道

上下別	施工区間	1車線規制 可能時間帯	ランプ規制 可能時間帯
上	松井田妙義 I C～更埴 J C T	終日	終日
	更埴 J C T～長野 I C	日中：11：00～16：00 夜間：19：00～翌6：00	終日
	長野 I C～信濃町 I C	終日	終日
下	松井田妙義 I C～更埴 J C T	終日	終日
	更埴 J C T～長野 I C	日中：8：00～15：00 夜間：19：00～翌6：00	終日
	長野 I C～信濃町 I C	終日	終日

(2) 長野自動車道

上下別	施工区間	1車線規制 可能時間帯	ランプ規制 可能時間帯
上	安曇野 I C～更埴 J C T	終日	終日
下	安曇野 I C～更埴 J C T	終日	終日

(3) 中部横断自動車道

上下別	施工区間	1車線規制 可能時間帯	ランプ規制 可能時間帯
上	佐久小諸 JCT～小諸御影TB	-	終日
下	佐久小諸 JCT～小諸御影TB	-	終日

7-4 ランプ閉鎖

下表に示すとおりランプ閉鎖を予定している。また、ランプ閉鎖の時期、時間帯及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従うものとする。

上下別	施工区間	時期	回数	ランプ閉鎖可能 時間帯	摘 要
	佐久 IC Bランプ	令和9年10月中旬 ～令和9年11月上旬	8回	21:00～翌05:00	ランプ部施工
	佐久 IC Cランプ		5回		

なお、高速道路等のランプ閉鎖に係る協議は原則として発注者が行うものとし、ランプ閉鎖に伴う本線、ICの交通規制に要する費用は関連する単価項目によるものとする。ただし、ランプ閉鎖に伴い実施する一般道からの流入閉鎖に係る交通規制については、諸経費に含むものとする。

8. 関連工事に関する事項

8-1 契約書第2条に規定する発注者の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
長野管内 道路保全工事	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	(株)ネクスコメンテナンス 関東
長野管内 施設保全工事業務	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	(株)ネクスコ東日本 エンジニアリング
長野自動車道 長野管内舗装補修 工事	工事区間の重複	令和5年11月23日 ～令和8年9月7日	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	常盤工業(株)
上信越自動車道 長野管内（西）舗 装補修工事	工事区間の重複	令和7年5月27日 ～令和10年5月10日	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	三井住建道路 (株)
上信越自動車道 長野管内（東）舗 装補修工事	工事区間の重複	令和7年11月20日 ～令和8年12月24日	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	三井住建道路 (株)
上信越自動車道 八風山トンネル非 常用設備更新工事	工事区間の重複	令和6年7月25日 ～令和9年11月6日	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	能美防災(株)

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
上信越自動車道長野IC可変式道路情報板設備更新工事	工事区間の重複	令和6年10月29日 ～令和9年6月15日	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	コイト電工(株)
上信越自動車道日暮山トンネル照明設備更新工事	工事区間の重複	令和6年11月8日 ～令和10年7月19日	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	協栄電気工業(株)
上信越自動車道関伽流山トンネル補強工事	工事区間の重複	令和7年2月9日 ～令和10年12月1日	東日本高速道路(株) 長野工事事務所	三井住友建設(株)・佐田建設(株)JV
上信越自動車道和美沢橋床版取替工事	工事区間の重複	令和7年7月24日 ～令和11年10月30日	東日本高速道路(株) 長野工事事務所	鉄建建設(株)・昭和コンクリート工業(株)JV
上信越自動車道(落石対策)北野牧(その2)工事	工事区間の重複	令和5年2月9日 ～令和11年4月7日	東日本高速道路(株) 長野工事事務所	(株)大林組
上信越自動車道太郎山トンネル換気設備更新工事	工事区間の重複	令和8年2月6日～ 令和10年9月22日	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	パナソニック環境エンジニアリング(株)

なお、記載している工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

この他に長野管理事務所（毎月第3水曜日）、佐久管理センター（毎月第3木曜日）で行う規制調整会議に出席及び長野管理事務所（毎週火曜日）に規制予定表を送付し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者と調整するものとする。

9. 工事費構成内訳書に関する事項

9-1 工事費構成内訳書の提出

契約書第3条第1項に規定する「設計図書に基づく工事費構成内訳書」は、様式-1-2のとおりとす。

なお、提出は、様式-1-1及び共通仕様書1-19-1「工程表の提出」で規定する工程表（様式-1-3）と合わせて提出するものとする。また、工事費構成内訳書の提出は、当初契約締結時とし、契約変更時の提出は要しないものとする。

10. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書1-19-1「工程表の提出」及び1-19-2「履行報告」に規定する工程表（様式-1-3）の記入方法は次のとおりとし、履行報告書（様式-2）と合わせて提出するものとする。

なお、着工日前の余裕期間にあつては、報告不要とする。

(1) 共通仕様書1-19-1「工程表の提出」に規定する工程表

- 1) 準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高(%)を記入する。
- 3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- 4) 工程表に示す項目は下表のとおりとす。

工程表の項目	単価表の項目
橋梁部	オーバーレイ工、切削オーバーレイ工、レベリング工、路面標示工、路面切削工
土工部 ランプ部	切削オーバーレイ工、路面標示工
雑 工	上記以外の合計

(2) 共通仕様書 1-19-2「履行報告」に規定する工程表

前項、工程表に次の事項を記入し報告するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を()で記入する
- 2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

1 1. 支給材料及び貸与品に関する事項

1 1-1 貸与品

契約書第 15 条第 1 項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	2 t	1 台	佐久 I C 内プラーザ	工事期間中
矢印板、ラバコン、規制標識、保安ロボット	設計図による	1 式		
標識等安全施設				
防護車両		—		

数量を「—」表記しているものは貸与不可のものとなるため、受注者にて用意するものとし、これに要する費用は関連する単価項目に含むものとする。

1 2. 保安に関する事項

1 2-1 安全管理の強化

1 2-1-1 現場内の安全管理

施工計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底するものとする。

1 2-1-2 新規入場者教育

新規入場者教育については、全ての使用人等に対して行うものとし、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、受注者が確実に実施するものとする。

1 2-1-3 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事に状況を置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善するものとする。

1 2 - 1 - 4 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時には電子ホイッスル、ハンズフリータイプのトランシーバー等の使用等、誘導員が後退する車両への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとする。

工事用車両の後退が夜間となる場合は、発光式の脚絆、発光式のアームバンド等を装着等、誘導員の視認性を向上させる対策を講ずるものとする。

また、上記対策について、施工計画書を監督員に提出するとともに、作業手順書への記載とKY等の実施により関連する全ての使用人に対して指導を徹底するものとする。

1 2 - 1 - 5 資機材落下防止

特に道路・鉄道との交差または近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底するものとする。

1 2 - 1 - 6 標識等の設置

共通仕様書 1 - 2 5 - 1 (1) 及び (4) に示す第三者の安全措置として、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、注意喚起表示及び安全施設類を設置するものとする。

1 2 - 1 - 7 現場内の安全整備

受注者は、工事地域内の安全管理上の監視及び不稼働日の保安に係る巡視を行う者は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、水溜りの有無、現場の整理整頓及び後片付け状況等、現場内確認及び点検を行うものとする。なお、これらに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 2 - 2 交通規制等

1 2 - 2 - 1 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路等本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

1 2 - 2 - 2 保険の付保

保険の付保については、共通仕様書 1 - 5 5 - 1 「保険の付保」によらず、次のとおりとする。

契約書第 5 7 条に規定する火災保険、建設工事保険、その他の保険（賠償責任保険は除く）の付保は任意とし、賠償責任保険（支払限度額 1 億円以上）は付保するものとする。

1 2 - 3 工事用車両の休憩施設駐車場利用について

工事用車両（連絡車を含む。）による休憩施設の駐車場の利用については、お客様の利用を優先とする観点から、原則、工事用車両の待機場所に使用してはならない。

ただし、休憩施設内工事を伴う場合、または、やむを得ず待機場所として使用する場合は、駐車する車両の車種、台数、駐車位置及び安全措置について施工計画書を監督員に提出するものとする。

また、緊急時やトイレ利用などで立ち寄る際は、お客様の利便性を優先しトイレ及び商業施設の最遠端の駐車マスを利用するよう配慮するものとする。

1 2 - 4 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 2 - 4 - 1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の近接箇所において施工をする場合は、損傷事故を防止するために東日本高速道路㈱、KDDI ㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止

マニュアル「関東支社版」（令和５年８月）」（以下「ケーブル等事故防止マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「ケーブル等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

1 2 - 4 - 2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知するものとする。
- (2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「ケーブル等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- (3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 2 - 4 - 3 光通信ケーブル等の確認等について

- (1) 光通信ケーブル等については、設計図書及び貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「ケーブル等事故防止マニュアル」に基づき適切に行うものとする。
- (2) 本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりとする。

種別	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	摘要
交通量計測装置	東日本高速道路(株)	全工事範囲	埋設による近接施工	管理用図面	
光通信ケーブル	KDD I (株) 東日本高速道路(株)	全工事範囲	埋設による近接施工	管理用図面	
メタル通信・電源ケーブル	東日本高速道路(株)	全工事範囲	埋設による近接施工	管理用図面	

- (3) 前項の試掘について、監督員が必要として追加及び変更を指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 2 - 5 保安に関する費用

保安に関する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 3．環境保全に関する事項

1 3 - 1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1 3 - 2 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行うものとする。

1 3 - 3 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めるものとする。

1 3 - 4 環境保全に関する費用

環境保全に関する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 4. 再生資源及び建設副産物に関する事項

1 4 - 1 建設副産物の活用等

(1) 共通仕様書 1 - 2 8 「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。

建設副産物の種類	発 生 場 所	数 量	活用方法等
アスファルト・コンクリート塊	切削オーバーレイ工、路面切削工、試験舗装箇所	約 6,300 t	再資源化施設
建設混合廃棄物	橋梁部 (既設床版防水層を含む残層の取り除き)	約 25 t	最終処分場
粒状路盤材	切削オーバーレイ工	約 840 t	再資源化施設
セメント安定処理路盤材	切削オーバーレイ工	約 115 t	再資源化施設
コンクリート塊	床版排水工	約 40 kg	再資源化施設

(2) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	受 入 条 件
アスファルト・ コンクリート塊	(株)エコ・プロセス	群馬県安中市 中野谷3617-1	定休日：日曜日・祝日 受入時間帯：8：00～17：00 定時外受入：可（要相談） 廃材大きさ制限：100×100×10cm以下
	高沢産業(株) 東部工場	長野県東御市加 沢東原1362-1	定休日：土曜日・日曜日・祝日 受入時間帯：8：00～17：00 定時外受入：可（要相談） 廃材大きさ制限：30×30×30cm以下
	(株)本久 上田工場	長野県上田市下 之条下河原1740	定休日：日曜日・祝日・第2・第4土曜日 受入時間帯：8：00～17：00 定時外受入：可（要相談） 廃材大きさ制限：50×50×50cm以下
	中部興業(有)	長野県千曲市大 字八幡6239-1, 13、6258-3	定休日：日曜日・祝日・第2・第4土曜日 受入時間帯：8：00～17：00 定時外受入：可（要相談） 廃材大きさ制限：50×50×50cm以下
	(株)山浦土木	長野県佐久市小 田井字唄坂 1261-1	定休日：日曜日・祝日・第2・第4土曜日 受入時間帯：8：00～17：00 定時外受入：可（要相談） 廃材大きさ制限：50×50×50cm以下

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
	(有)山浦建材	長野県小諸市大字平原字星合1320-2	定休日：日曜日・祝日 受入時間帯：8：00～17：00 定時外受入：不可 廃材大きさ制限：40×40×40cm以下
	(株)本久 小諸事業所	長野県小諸市加増上の平568	定休日：土曜日・日曜日・祝日 受入時間帯：8：00～17：00 定時外受入：可（要相談） 廃材大きさ制限：30×30×30cm以下
	(株)イワバナ	長野県埴科郡坂城町大字上平2291-98	定休日：日曜日・祝日・第2・4土曜日 受入時間帯：8：00～17：00 定時外受入：可（要相談） 廃材大きさ制限：50×50×50cm以下
	高沢産業(株) 軽井沢工場	長野県北佐久郡軽井沢町追分三ツ石1392-1	定休日：土曜日・日曜日・祝日 受入時間帯：8：00～17：00 定時外受入：可（要相談） 廃材大きさ制限：30×30×30cm以下
	米山建材(株) 更埴リサイクルセンター	長野県千曲市屋代代官河原3461	定休日：日曜日・祝日・第2・4土曜日 受入時間帯：8：00～17：00 定時外受入：可（要相談） 廃材大きさ制限：50×50×30cm以下
建設混合廃棄物	イー・ステージ (株)	長野県小諸市大字平原309-1	定休日：日曜日・祝日・土曜日 受入時間帯：8：00～16：30 定時外受入：不可 廃材大きさ制限：-
粒状路盤材	(株)エコ・プロセス	群馬県安中市野谷3617-1	定休日：日曜日・祝日 受入時間帯：8：00～17：00 定時外受入：可（要相談） 廃材大きさ制限：100×100×10cm以下
	高沢産業(株) 軽井沢工場	長野県北佐久郡軽井沢町追分三ツ石1392-1	定休日：土曜日・日曜日・祝日 受入時間帯：8：00～17：00 定時外受入：可（要相談） 廃材大きさ制限：30×30×30cm以下
	(株)山浦土木	長野県佐久市小田井字唄坂1261-1	定休日：日曜日・祝日・第2・第4土曜日 受入時間帯：8：00～17：00 定時外受入：可（要相談） 廃材大きさ制限：50×50×50cm以下
	(有)山浦建材	長野県小諸市大字平原字星合1320-2	定休日：日曜日・祝日 受入時間帯：8：00～17：00 定時外受入：不可 廃材大きさ制限：40×40×40cm以下
	高沢産業(株) 東部工場	長野県東御市加沢東原1362-1	定休日：土曜日・日曜日・祝日 受入時間帯：8：00～17：00 定時外受入：可（要相談） 廃材大きさ制限：30×30×30cm以下
	米山建材(株) 更埴リサイクルセンター	長野県千曲市屋代代官河原3461	定休日：日曜日・祝日・第2・4土曜日 受入時間帯：8：00～17：00 定時外受入：可（要相談） 廃材大きさ制限：50×50×30cm以下

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
セメント安定処理路盤材	高沢産業(株) 軽井沢工場	長野県北佐久郡 軽井沢町追分三ツ石1392-1	定休日：土曜日・日曜日・祝日 受入時間帯：8：00～17：00 定時外受入：可（要相談） 廃材大きさ制限：30×30×30cm以下
	(株)山浦土木	長野県佐久市小田井字唄坂1261-1	定休日：日曜日・祝日・第2・第4土曜日 受入時間帯：8：00～17：00 定時外受入：可（要相談） 廃材大きさ制限：50×50×50cm以下
	(有)山浦建材	長野県小諸市大字平原字星合1320-2	定休日：日曜日・祝日 受入時間帯：8：00～17：00 定時外受入：不可 廃材大きさ制限：40×40×40cm以下
	高沢産業(株) 東部工場	長野県東御市加沢東原1362-1	定休日：土曜日・日曜日・祝日 受入時間帯：8：00～17：00 定時外受入：可（要相談） 廃材大きさ制限：30×30×30cm以下
コンクリート塊	(株)BELL TRUST	群馬県安中市松井田町入山葭沢274	定休日：日曜日・祝日 受入時間帯：8：00～17：00 定時外受入：不可 廃材大きさ制限：30×30×30cm以下

記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

15. 部分引渡し及び部分使用に関する事項

15-1 工事の部分使用

共通仕様書1-49-1「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は、下表のとおりとする。

箇所	使用開始時期	使用理由
全工事箇所の舗装路面	交通規制開放日	一般の用に供するため

なお、供用中の高速道路において工事目的物を一般の用に供する場合は、部分使用に先立ち以下のとおり検査を実施するものとする。

- 1) 部分使用検査 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に基づく検査を兼ねるものとする。
- 2) 検査実施日時 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の日時とする。
- 3) 検査対象工事目的物 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の工事目的物とする。
- 4) 検査を実施する者 別途通知する監督員、副監督員、主任補助監督員、補助監督員のいずれかの者。

16. 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払は行わない。

ただし、監督員が高速道路事業のPR用に特別な看板の設置等を指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書20に示すカーボンニュートラル推進工事の取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	・緑化、花壇
現場環境改善 （営繕関係）	・現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）
現場環境改善 （安全関係）	・工事標識、照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ・盗難防止対策（警報機等）
地域連携	・社会貢献

17. 業務用プレート等に関する事項

発注者は、本工事の施工に必要な車両が下表に示す道路に乗り入れる場合は、業務用プレート（ETC専用）を受注者の申請により交付する。

受注者は、業務用プレート（ETC専用）を適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

道 路 名	区 間	備 考
上信越自動車道	下仁田IC～妙高高原IC間	・交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車、標識車 ・切削機・フィニッシャー・転圧機械・小型バックホを本特記仕様書5-1に示す作業基地から現場まで運搬する運搬車
長野自動車道	松本IC～更埴JCT間	
中部横断自動車道	佐久小諸JCT～小諸御影TB間	

18. 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

19. 完全週休2日工事

本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日を達成するよう工事を実施する「完全週休2日工事（発注者指定方式）」である。

19-1 定義

- (1) 「完全週休2日」とは、対象期間の全ての週において、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、共通仕様書1-13「作業日」に示す期間については、原則、作業を行ってはならないものとする。
- (2) 「対象期間」とは、着工日から工事完成日までの期間をいう。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉鎖された状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日に含めるものとする。

1 9 - 2 履行確認（完全週休 2 日確保の確認方法）

- （1）現場閉所を行うときは、工程会議等により監督員が事前に把握している場合を除き、事前に監督員にメール等で連絡を行うものとする。
- （2）受注者は、工事完了後に、完全週休 2 日の取得結果が確認できる「取得報告書」（別添一 2）を作成し、監督員へ提出するものとする。また、工事途中において、監督員より「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合は、その求めに応じるものとする。
- （3）監督員は、受注者から提出された「取得報告書」及び共通仕様書 1 - 1 9 - 3「週間工程表」に規定する工事实績等を基に、完全週休 2 日の取得状況を確認するものとする。なお、1 週間の定義は「着工日の曜日始まり」を基本とし、7 日間に満たない週は除くものとする。
- （4）履行確認の結果、完全週休 2 日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額を減額変更するものとする。

1 9 - 3 工期

本工事は、共通仕様書 1 - 1 2「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 1 2 0 日間

1 9 - 4 完全週休 2 日工事に要する費用

1 9 - 4 - 1 補正対象項目及び補正方法

発注者は、完全週休 2 日工事の積算に当たっては、「土木工事積算基準（4 週 8 休）」における「現場閉所による 4 週 8 休以上の確保：週単位」を適用し、設計金額の算出を行うものとする。

また、完全週休 2 日の確保を本特記仕様書 1 9 - 2「履行確認（完全週休 2 日確保の確認方法）（2）」による確認後、完全週休 2 日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

なお、減額費用の算出方法等の取扱いについては、共通仕様書 1 - 3 3 - 1「新単価」の規定によるものとし、NEXCO の土木工事積算基準により減額費用を算出するものとする。

1 9 - 4 - 2 支払

完全週休 2 日工事に要する費用は、関連する単価項目の単価及び諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

2 0 . カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとしてしゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価や、総合評価落札方式における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

2 0 - 1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い

- （1）受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。
- （2）受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（別添一 3）に記載し、監督員に提出しなければならない。

- (3) 監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

20-2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（別添-4）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

20-3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の(1)～(5)のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- (1) 本工事で行う取り組み
- (2) 次のいずれかを行う取り組み
 - ・CO2排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・CO2の吸収に寄与する取り組み
 - ・CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- (3) 成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- (4) 本工事において実施が確認できる取り組み
- (5) 本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

20-4 加点評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「20-1」及び「20-2」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「20-3」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「20-2」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

20-5 履行確認

- (1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19,20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。
- (2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

20-6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

2 1. 工事細部に関する事項

2 1-1 施工計画書

共通仕様書 1-20-1 「施工計画書の提出」に次を追加する。

- 1) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策

2 1-2 作業時間帯による単価表の表記区分

単価表の項目末尾名称に、作業時間帯に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。

作業時間帯	単価表の項目末尾の表記	備 考
夜間作業	(夜)	
昼夜間連続作業	(昼夜)	
昼間作業	無表記	

2 1-3 アスファルト舗装改良工

共通仕様書 1-3-8 「アスファルト舗装改良工」の関連する項目に次を追加する。

2 1-3-1 事前調査

切削オーバーレイ工及び本特記仕様書 2 1-7 「路面切削工」の施工開始前に監督員の指示に従って舗装事前調査（延長、幅員、埋設物の確認等）を実施し、調査結果を監督員に報告するものとする。なお、調査に要する費用は、関連する単価表の項目に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、調査のための交通規制に要する費用については、関連する契約単価で支払うものとする。

2 1-3-2 適用すべき諸基準

共通仕様書 1-3-2 「適用すべき諸基準」に次を追加する。

- ・別添-1 「低速プロファイラの運用に関する補足資料」
- ・「高弾性上層路盤用混合物 設計・施工管理要領」（令和 6 年 4 月）

2 1-3-3 種別

共通仕様書 1-3-8-4 「種別」に下表を追加する。

種別	区分内容
オーバーレイ工 B (t = 4 c m)	橋梁床版面に舗設されたレベリング層上に、高機能舗装Ⅱ型用混合物（厚さ 4 c m）を舗設するもの。
切削オーバーレイ工 B (t = 4 c m)	既設舗装面を路面切削機により切削（厚さ 4 c m）したのち、高機能舗装Ⅱ型用混合物（厚さ 4 c m）を舗設するもの。
切削オーバーレイ工 B (t = 1 0 c m)	既設舗装面を路面切削機により切削（厚さ 1 0 c m）したのち、基層用遮水性アスファルト混合物（厚さ 6 c m）及び高機能舗装Ⅱ型用混合物（厚さ 4 c m）を舗設するもの。
切削オーバーレイ工 B (t = 2 5 c m)	既設舗装面を路面切削機により切削（厚さ 2 5 c m）したのち、高弾性上層路盤用混合物（1 層目 8 c m、2 層目 7 c m の厚さ 1 5 c m）、基層用遮水性アスファルト混合物（厚さ 6 c m）及び高機能舗装Ⅱ型用混合物（厚さ 4 c m）を舗設するもの。
レベリング工 A	橋梁部で路面切削された橋梁床版面に、レベリング層用混合物（F B 1 3）（厚さ約 3. 5 c m）を舗設するもの。
レベリング工 B	橋梁部で路面切削された橋梁床版面に、基層用遮水性アスファルト混合物（厚さ約 7. 5 c m）を舗設するもの。

2 1 - 3 - 4 材料及び基準

(1) 使用するアスファルト及び骨材の粒度の種類、マーシャル供試体の突固め回数

共通仕様書 1 3 - 8 - 5 「材料及び基準」に示す使用するアスファルト及び骨材の粒度の種類、マーシャル供試体の突固め回数等については下表のとおりとする。なお、標準アスファルト量に変更が生じた場合による単価の変更は原則として行わないものとする。

アスファルト混合物の種類	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材の配合設計粒度	供試体の突固め回数
高機能舗装Ⅱ型用混合物	改質アスファルト(積寒用)	5.3%	最大粒径13mm	両面各50回
基層用遮水性アスファルト混合物	改質アスファルト	5.4%	最大粒径20mm	両面各75回
レベリング層用混合物(F B 1 3)	改質アスファルト	6.1%	最大粒径13mm	両面各50回
高弾性上層路盤用混合物	改質アスファルト(高弾性上層路盤用)	5.3%	最大粒径20mm	両面各50回

本施工における舗装工事管理週報(舗装施工管理要領 付録-1 管理様式-2 0 2)にあわせて、週報に記載する出荷日の注文伝票(写し)、納入伝票(写し)、自動計量装置の印字記録装置の印字記録を提出するものとする。

(2) 基層用遮水性アスファルト混合物

1) 骨材の粒度

基層用遮水性アスファルト混合物に使用する混合物の骨材の配合設計粒度は、表 1 - 1 のとおりとする。なお、使用する骨材の密度が 0.2 g/cm³以上異なる場合には配合比の修正を行う。

表 1 - 1 基層用遮水性アスファルト混合物の配合設計標準粒度範囲

ふるい目の開き(mm)	ふるい通過質量百分率(%)
26.5	100
19.0	95~100
13.2	75~90
9.5	65~83
4.75	50~67
2.36	37~53
0.6	24~30
0.3	16~24
0.15	9~14
0.075	7~10

2) 配合試験基準値

基層用遮水性アスファルト混合物に使用する混合物の配合試験、規定値及び品質基準値は下表のとおりとする。

表 1－2 基層用遮水性アスファルト混合物の配合試験

種別	試験項目	試験方法	試験頻度	規定値
基層用遮水性アスファルト混合物	マーシャル試験	試験便覧 B001 試験便覧 B008	材料及び配合粒度が異なるごとにAs量5点で標準各3個、推定最適As量を挟む3点で水浸各3個	表 1－1 表 1－3
	ホイールトラッキング試験	試験便覧 B003 注1)	上記試験を満足する各粒度の最適As量で1回 (3枚/回)	表 1－4
	水浸ホイールトラッキング試験	試験法 244	上記試験を満足する各粒度の最適As量で1回 (2枚/回)	平均はく離率 5%以下
	透水係数	試験便覧 B017T	上記試験を満足する各粒度の最適As量で1回 (3個/回)	1.0×10^{-7} 以下

注1) 供試体の密度は、マーシャル試験における締固め密度の100±1%以内とする。

表 1－3 基層用遮水性アスファルト混合物のマーシャル試験基準値

項 目	基準値
マーシャル安定度 (kN)	6以上
フロー値 (1/100cm)	15～40
空隙率 (%)	2～3
飽和度 (%)	70～85
水浸マーシャル残留安定度 60℃ 48時間 (%)	75以上

表 1－4 基層用遮水性アスファルト混合物の混合物性状

項 目	基準値
動的安定度 (回/mm)	1,000以上
平均はく離率 (%)	5以下
水密性 (透水係数) (cm/秒)	1.0×10^{-7} 以下

3) 試験練り

基層用遮水性アスファルト混合物の試験練りにおける試験項目とひん度は舗装施工管理要領によらず表 1－5 のとおりとする。

表 1－5 基層遮水性アスファルト混合物の試験練りにおける試験項目とひん度

種別	項目	試験項目	試験方法	試験ひん度
基層用遮水性アスファルト混合物	各種材料の条件	常温・加熱骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	各2個/1回
	混合条件	アスファルト量	—	3点/1配合
		混合量、混合時間及び温度管理	—	適 宜
	混合物の性状	マーシャル試験	試験便覧 B001 試験便覧 B008	1 回/ 1 配合 As量3点で標準、 水浸各3個
		アスファルト含有量試験	自動計量記録装置または試験便覧G028による	出荷毎全バッチまたは 1回/1配合（2個/1回）
		ホイールトラッキング試験 注1)	試験便覧 B003	1 回/ 1 配合（3枚/1回）
		透水係数 注2)	試験便覧 B017T 注3)	1 回/ 1 配合（3個/回）
		水浸ホイールトラッキング試験 注2)	試験法 244	2枚/1配合

注1) アスファルトプラント排出の混合物にて供試体を作製する。なお、供試体の密度は、マーシャル試験における締固め密度の100±1%以内とする。また、ホイールトラッキング試験機は同一機械とし、原則として配合試験で使用了した試験機とする。

注2) 供試体は最適締固め温度にて作製し、指定の頻度で試験を実施するものとする。

注3) 試験は、舗装施工管理要領Ⅱ建設工事関係 1－1 (3) (b) (ii)に従って行う。

(3) 高弾性上層路盤用混合物

高弾性上層路盤用混合物に使用する材料の諸基準及び配合設計等については、「高弾性上層路盤用混合物 設計・施工管理要領（R 6 年 4 月）」によるものとする。

(4) プラント

共通仕様書 1 3－8－6 「プラント」に下記を追加する。

舗装施工管理要領 付録ー2 プラント管理試験方法 2. プラント計画に示すプラント計画書に次の内容を記載することとする。

- 1) 受注者とプラント会社の品質管理に関する体制と役割
- 2) 自動計量装置の書き換え防止機能の有無
- 3) 受注者による合材製造過程の管理方法

なお、監督員は、契約書第9条第2項に基づき、アスファルト合材を納入しているアスファルトプラントへ不定期に赴き、配合に基づく製造、自動計量装置の印字記録装置の印字記録、プラント計画書に基づく書き換え防止機能付き自動計量装置の使用等について確認を行う場合がある。その際は、現場代理人又は主任（監理）技術者が立ち会うものとする。

2 1－3－5 試験舗装

共通仕様書 1 3－8－7 「試験舗装」に規定する試験舗装の混合物の種類及び実施場所・面積は、下表に示すとおりとする。また、混合物の種類・厚さが同じであっても、使用するアスファルトプラントが異なる場合は、アスファルトプラントごとに試験舗装を行い、追加の試験舗装の実施場所・面積については別途監督員と協議するものとする。

なお、上記の場合において、試験舗装の追加に伴う費用の変更は行わないものとする。

混合物の種類	予定面積	実施場所
高機能舗装Ⅱ型用混合物 (1層目：t=4.0cm) 基層用遮水性アスファルト混合物 (2層目：t=6.0cm)	各約150m ²	筑北PA(上り線)
基層用遮水性アスファルト混合物 (1層目：t=7.5cm)		
高弾性上層路盤用混合物 (1層目：t=8.0cm・2層目：t=7.0cm 計：t=15.0cm)		
橋梁用レベリング層用混合物 (1層目：t=3.5cm)		

試験舗装に先立ち、監督員の指示により試験舗装の内容（面積、場所、混合物の種類など）が変更となった場合は、その指示に従うものとする。なお、監督員が試験舗装の内容の変更を指示した場合、これに要する費用について監督員と受注者との協議し定めるものとする。

なお、基層用遮水性アスファルト混合物を表層として暫定的に用いる場合は、舗装施工管理要領Ⅲ－１－３（２）「表Ⅲ－１－５ 試験舗装における試験項目とひん度 アスファルト混合物（アスファルト安定処理路盤、高機能舗装以外の表・基層及び中間層用）」で規定している「すべり測定試験」を適用するものとする。

2 1－3－6 瀝青材

瀝青材の散布量は、舗装施工管理要領Ⅲ－１－３に示す「瀝青材料の散布試験」に基づき決定するものとする。

2 1－3－7 アスファルト混合物の日常管理試験値が不合格の場合の処置

受注者は、試験舗装を行わないアスファルト混合物の日常管理試験において、舗装施工管理要領Ⅲ－１－４（１）「表Ⅲ－１－７ 日常管理試験項目とひん度」に示す規格値に適合しない場合は、すみやかに原因調査を行い、その結果を監督員に報告するものとする。

なお、規格値を満足しないアスファルト混合物の再施工に関する費用は、すべて受注者の負担とする。また、原因が究明されるまでの間、当該アスファルト混合物の使用は一時中止するものとする。

2 1－3－8 舗装廃材の処理

- (1) 共通仕様書 1 3－8－1 0「舗装廃材の処理」に示す廃材の処理場所は、本特記仕様書 1 4－1「建設副産物の活用等」に示すとおりとし、運搬処理に要する費用については関連する単価項目に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。
- (2) 切削オーバーレイ工の施工にあたり、クラック抑制シート混入の切削廃材があった場合は、速やかに監督員に報告するものとする。また、クラック抑制シート混入の切削廃材は、再生資材として利用可能とするため、クラック抑制シート廃材とアスファルト・コンクリート塊に仕分けし、適切に処分するものとする。なお、仕分けに要する費用及び仕分け後のクラック抑制シート廃材の運搬処理（最終処分）に要する費用については、別途監督員と協議するものとする。

2 1－3－9 施工

- (1) 排水ます等及び伸縮装置近傍で施工する場合は、アスファルト混合物等が装置内に落下しないように十分注意を払い施工しなければならない。なお、当該工事によりアスファルト混合物等が散乱した場合には、受注者の責任で清掃しなければならない。

- (2) 切削オーバーレイ工の施工にあたり、既設舗装材が切削面に残存する場合は、入念にこれを取り除かなければならない。
- (3) 交通量計測装置箇所の施工に際し、事前に機能を停止する手続きが必要となることから、工程調整のうえ、施工1週間前までに監督員に対し交通量計測装置の機能停止手続きを依頼するものとする。

2 1 - 3 - 1 0 支払

共通仕様書 1 3 - 8 - 1 6 「支払」を次のとおり変更する。

- (1) オーバーレイ工Bの支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う施工面の清掃準備、瀝青材散布、混合物の製造、運搬(混合物の運搬に必要な有料道路料金を含む)及び舗設、配合設計に要する費用等オーバーレイ工Bの施工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (2) 切削オーバーレイ工Bの支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設舗装の切断、切削、舗装廃材の処理、施工面の清掃準備、瀝青材散布、混合物の製造、運搬(混合物の運搬に必要な有料道路料金を含む)及び舗設、配合設計に要する費用等切削オーバーレイ工Bの施工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (3) レベリング工A、Bの支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 t 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う施工面の清掃準備、混合物の製造、運搬(混合物の運搬に必要な有料道路料金を含む)及び舗設、配合設計に要する費用等レベリング工A、Bの施工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
1 3 - (9)	オーバーレイ工	
	B (t = 4 c m)	m ²
1 3 - (1 0)	切削オーバーレイ工	
	B (t = 4 c m)	m ²
	B (t = 1 0 c m)	m ²
	B (t = 2 5 c m)	m ²
1 3 - (1 4)	レベリング工	
	A	t
	B	t

2 1 - 4 路面標示工

2 1 - 4 - 1 種別

共通仕様書 1 6 - 4 - 2 「種別」に次を追加する。

単価表の項目	路面標示の塗色	区分内容
路面標示標準型 C 1 - 1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標準型の規定に適合する材料を使用して、本線または連絡等施設にゼブラ、駐車マス等を施工するもの。
路面標示標準型 C 1 - 2	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標準型の規定に適合する材料を使用して、本線または連絡等施設に矢印、記号、文字を施工するもの。

2 1 - 4 - 2 支払

共通仕様書 1 6 - 4 - 6 「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
1 6 - (7)	路面標示工	
	路面標示標準型 C 1 - 1	m2
	路面標示標準型 C 1 - 2	m2

2 1 - 5 交通規制工

2 1 - 5 - 1 種別

共通仕様書 1 9 - 3 - 2 「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容に関する単価表の項目については設計図に示す数量総括表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	規制時間	備考
車線規制 A 1	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	06:00～18:00 (07:00～17:00)	本施工
車線規制 A 2		21:00～翌05:00 (22:00～翌04:00)	本施工
車線規制 A 3		08:00～18:00 (09:00～17:00)	事前調査
連続車線規制 (2)	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の規制保守時間が通常の時間帯（6時～20時）と夜間の時間帯（20時～翌6時）に跨る場合の規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	- 規制設置日 06:00～24:00 - 規制撤去日 00:00～18:30	本施工
連続車線規制 (3)	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の規制保守時間が通常の時間帯（6時～20時）と夜間の時間帯（20時～翌6時）に跨る場合の規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	- 規制設置日 06:00～24:00 - 連続規制日（1日間） - 規制撤去日 00:00～18:30 (各日07:00～17:00)	本施工

単価表の項目	区分内容	規制時間	備考
ランプ規制 (路肩規制)	「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、ランプ入口及び分岐部においてランプを片側規制及び閉鎖する規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	08:30～17:30 (09:00～17:00)	佐久 I C (B、Cランプ) 事前調査
ランプ閉鎖 A	「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、ランプ入口及び分岐部においてランプを片側規制及び閉鎖する規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	21:00～翌05:00 (22:00～翌04:00)	佐久 I C (B、Cランプ、 料金所周辺) 本施工

- ① 各単価項目に含まれる交通安全要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。
- ② 上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。
- ③ () 内の時間は、交通規制内の施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。
- ④ 交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員は、交通規制工に含むものとする。
- ⑤ 連続車線規制における総日数は、規制保守日に2日（規制設置日、規制撤去日）を足した日数である。

なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 1 - 5 - 2 施工

- (1) 本特記仕様書 7 - 3 ～ 7 - 4、及び道路交通法第 8 0 条の規定に基づく協議に従い実施するものとする。
- (2) 受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。

2 1 - 5 - 3 支払

共通仕様書 1 9 - 3 - 5 「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
1 9 - (1)	交通規制工	
	車線規制 A 1	回
	車線規制 A 2	回
	車線規制 A 3	回
	連続車線規制 (2)	回
	連続車線規制 (3)	回
	ランプ規制 (路肩規制)	回
	ランプ閉鎖 A	回

2 1 - 6 交通保安要員

2 1 - 6 - 1 種別及び配置

(1) 共通仕様書 1 9 - 4 - 2 「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間 (拘束時間 (※ 1))	休憩時間における交替 要員の計上 (※ 1)	備考
交通監視員 A	22:00～翌04:00 (21:00～翌05:00)	有	

(※ 1) 積算条件の明示であり指定するものではない。

上表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交替要員は次のとおりとする。

配置場所	交通保安要員 の種別	配置 人数	休憩時間 における交替 要員の計上 (※ 1)	摘要
上信越自動車道 佐久 I C C ランプ ・ランプ閉鎖 A (夜)	交通監視員 A	1 人	1 人	本施工
	交通監視員 A 2	1 人	—	本施工

(※ 1) 積算条件の明示であり指定するものではない

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 1 - 6 - 2 交通保安要員の配置

受注者は、共通仕様書 1 9 - 4 - 3 「交通保安要員計画」に記載の内容のほか、車両等の誘導方法について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。

2 1 - 6 - 3 支払

共通仕様書 1 9 - 4 - 5 「支払」に次を追加する。

単価表の項目	検測の単位
1 9 - (2) 交通保安要員	
交通監視員 A	人・日
交通監視員 A 2	人・日

2 1 - 7 路面切削工

2 1 - 7 - 1 定義

路面切削工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設舗装を路面切削機等により所定の深さまで切削するものをいう。

2 1 - 7 - 2 種別

路面切削工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
路面切削工 A 1	橋梁部の既設舗装を路面切削機や人力はつり等により床版面（平均深さ 7.5cm）まで切削するもの。

単価表の項目	区 分 内 容
路面切削工 A 2	橋梁部の床版防水工を施工している既設舗装を路面切削機や人力はつり等により床版面（平均深さ7.5cm）まで切削するもので、路面切削機等により既設舗装を平均深さ6.5cm切削したのち、剥取り機械等により平均深さ1.0cmと既設床版防水材を取り除くもの。

2 1 - 7 - 3 舗装廃材の処理

- (1) 既設舗装の切削及び剥取り等により発生した廃材の処理については、本特記仕様書 1 4 - 1 「建設副産物の活用等」に示すとおりとし、運搬処理に要する費用については関連する単価項目に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。
- (2) 路面切削工 A 2 の既設舗装の平均深さ1.0cmと既設床版防水材の処理については、建設混合廃棄物として最終処分するものとし、これら運搬処理等に要する費用については関連する単価項目に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。

2 1 - 7 - 4 施工

- (1) 路面切削工の施工は、路面切削機等により橋梁床版面を損傷させないように細心の注意を払いながら既設床版面まで切削するものとし、既設舗装が橋梁床版面に残存しないよう入念に除去するものとする。
- (2) 排水ます等及び伸縮装置近傍で施工する場合は、廃材等が装置内に落下しないように十分注意を払い施工しなければならない。なお、当該工事により廃材等が散乱した場合には、受注者の責任で清掃しなければならない。
- (3) 伸縮装置、排水構造物付近は人力施工により、それらに損傷を与えないよう入念に施工しなければならない。なお、受注者は、施工機械及び施工方法についてあらかじめ詳細な施工計画を立てて監督員に提出しなければならない。

2 1 - 7 - 5 既設床版面の変状確認

- (1) 既設床版面の変状確認を行う対象橋梁は、下表のとおりとする。

橋梁名	床版構造	区分	備考
五料橋	R C 床版	対象	

- (2) 既設床版面の変状確認は、既設舗装の全面開削にて実施するものとし、確認後は基層用遮水性舗装にて仮舗装するものとする。なお、仮舗装に要する費用については、関連する単価項目によるものとする。
- (3) 既設床版面の変状確認にあたっては、調査要領 第2編橋梁 第3章コンクリート「1-3-2 (1) 塩害対策」に示す「外観、変状範囲調査」に基づき実施するものとし、劣化部・損傷部等変状箇所を監督員に報告するとともにその対応について協議するものとする。なお、「外観、変状範囲調査」に要する費用については諸経費に含むものとし別途支払は行わないものとする。
- (4) 調査点検報告に基づき、監督員が変状箇所について断面修復等の補修を指示した場合は、その指示に従うものとし、受注者は変状箇所の補修に関する施工方法、施工機械、使用材料及び品質管理方法等について記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。なお、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

2 1 - 7 - 6 数量の検測

路面切削工の数量の検測は、設計数量（m³）で行うものとする。

2 1 - 7 - 7 支払

路面切削工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設路面の切断、切削、剥ぎ取り、端部のはつり、切削面の清掃、廃材処理等路面切削工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（１）	路面切削工	
	路面切削工 A 1	m ³
	路面切削工 A 2	m ³

2 1 - 8 床版排水工

2 1 - 8 - 1 定義

床版排水工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設橋梁床版端部に排水装置及び排水管を設置することをいう。

2 1 - 8 - 2 種別

床版排水工の単価表の項目及び区分内容は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
床版排水工 A	橋梁床版を削孔し、排水パイプを設置した後、流末処理として既設排水管に接続するもの。

2 1 - 8 - 3 材料

床版排水工に使用する導水パイプはSUS製とし、あらかじめ監督員の確認を得るものとする。

2 1 - 8 - 4 施工

- (1) 床版をコア削孔するに当たり、鉄筋探査等を行い橋梁本体構造物に損傷を与えないように施工するものとする。
- (2) 施工時には、材料、水及び塵埃等が高速道路や一般道に飛散しないように十分な飛散防止養生を行うものとする。
- (3) 床版排水工の施工は、削孔機等により橋梁床版面を削孔後、排水パイプを設置し、橋梁床版と排水パイプの間を樹脂等により充填するものとする。
- (4) 床版排水工 A の排水パイプと既設橋梁部の排水管を接続する際、勾配に注意し、滞水しないように施工するものとする。

2 1 - 8 - 5 数量の検測

床版排水工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

2 1 - 8 - 6 支払

床版排水工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設コンクリート床版

の鉄筋探査、削孔、廃材の運搬および処分（廃材の運搬に必要な有料道路料金を含む）、排水パイプおよび導水パイプの据付、流末の既設排水管への接続等床版排水工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－(2)	床版排水工	
	床版排水工A	箇所

2 1－9 樹脂系薄層舗装工

2 1－9－1 定義

樹脂系薄層舗装工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、舗装路面に樹脂を塗布し、その上に耐磨耗性の硬質骨材を散布して路面に固着させて薄層を形成させる表面処理をいう。

2 1－9－2 種別

樹脂系薄層舗装工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
樹脂系薄層舗装工A	高機能舗装Ⅱ型の上面にカラー骨材をゼブラ施工するもの。 樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022年度版）」の協会工法規格 RPN-304 によるものとする。

2 1－9－3 材料

樹脂系薄層舗装工に使用する材料は、樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022年度版）」によるものとする。

2 1－9－4 施工

樹脂系薄層舗装工の施工は樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022年度版）」及び「樹脂系すべり止め舗装設置マニュアル（2020年度版）」によるものとする。

樹脂系薄層舗装工の配色についてはベンガラ色（ゼブラ施工）とし、その指示を受けた後、供試体（配色）を作成し監督員に提出する。

2 1－9－5 交通開放

交通開放は、硬化確認及び余剰骨材の回収後、監督員の指示に従って行うものとする。

2 1－9－6 数量の検測

樹脂系薄層舗装工の数量の検測は、設計図書及び監督員の指示に従って施工されたと監督員が認めた設計数量（m²）で行うものとする。

2 1－9－7 支払

樹脂系薄層舗装工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、舗装路面の清掃、樹脂の塗布、材料の運搬及び散布等、樹脂系薄層舗装工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－(3)	樹脂系薄層舗装工 樹脂系薄層舗装工A	m2

2 1－1 0 ループコイル敷設工

2 1－1 0－1 定義

ループコイル敷設工とは、設計図書及び監督員の指示に従い、支障となる交通量計測装置用ループコイルを一時切断し、新規に設置することをいう。

2 1－1 0－2 種別

ループコイル敷設工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
ループコイル敷設工B	既設舗装を撤去し、設計図に示す位置にループコイル（4ターン）を埋設し、舗装補修材で埋戻しを行うことをいう。

2 1－1 0－3 材料及び施工

- (1) ループコイル敷設工に使用する材料及び施工は、「交通量計測設備標準仕様書」の関連項目の規定に従わなければならない。また、その他舗装補修材の材料は、アスファルト混合物と同等以上の強度を有し、敷設箇所へ雨水等が浸入しないよう埋め戻し部を充填するものとする。材料の使用にあたっては、監督員の確認を得るものとする。
- (2) 交通量計測装置箇所の施工に際し、事前に機能を停止する手続きが必要となることから、工程調整のうえ、施工1週間前までに監督員に対し交通量計測装置の機能停止手続きを依頼するものとする。
- (3) 土工部においては、「アスファルト改良工」及び本特記仕様書2 1－7「路面切削工」に先立ち、支障となる交通量計測装置用ループコイルを一時切断し、新規に設置するものとする。
ただし、アスファルト安定処理路盤まで路面切削する箇所については、新たに舗設した後、交通量計測装置用ループコイルを一時切断し、新規に設置するものとする。

2 1－1 0－4 数量の検測

ループコイル敷設工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。なお、設計数量とは、一車線上のループコイル（上流及び下流）をいう。

2 1－1 0－5 支払

ループコイル敷設工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設舗装の撤去及び処理、ループコイルの敷設、ケーブルの接続、舗装補修材の充填、機器の試験調整に要する費用等ループコイル敷設工の施工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－(4)	ループコイル敷設工 ループコイル敷設工B	箇所

2 1－1 1 止水目地工

2 1－1 1－1 定義

止水目地工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、舗装端部及び施工目地からの止水強化を目的に、止水テープを貼り付けることにより、表層からの雨水等の浸透を防止することをいう。

2 1 - 1 1 - 2 種別

止水目地工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
止水目地工B	本線・橋梁部及びジャンクション・ランプ部の縦目地に施工するもの。 ・表層：h=25mm t=5mm（高機能Ⅱ型）	
止水目地工C	橋梁地覆及び伸縮装置に施工するもの。 ・表層：h=25mm w=75mm t=3mm	

2 1 - 1 1 - 3 材料

止水目地工に使用する材料は、「舗装施工管理要領」の規定に適合しなければならない。

2 1 - 1 1 - 4 施工

止水目地工の施工については、施工前に既設舗装面に水分が無い状態で十分な清掃を実施した後にプライマー塗布を行うものとする。止水テープは貼付ける側面に密着させなければならない。

2 1 - 1 1 - 5 数量の検測

止水目地工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

2 1 - 1 1 - 6 支払

止水目地工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う清掃、プライマー塗布、アスファルト系止水テープの貼付け等、止水目地工の施工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－(5)	止水目地工	
	止水目地工B	m
	止水目地工C	m

2 1 - 1 2 事前調査工

2 1 - 1 2 - 1 定義

事前調査工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、アスファルト舗装改良工の施工開始前に上層路盤の損傷状況を確認するために行う調査のことをいう。

2 1 - 1 2 - 2 種別

事前調査工の単価表の項目及び区分内容は、下表のとおりとする

単価表の項目	配置時間	備考
コア採取A	既設舗装（厚さ20cm）をコアボーリングにてΦ100mmのコアを採取し、舗装の損傷状況を調査・報告するもの。	
コア採取B	既設舗装（厚さ18cm）をコアボーリングにてΦ100mmのコアを採取し、舗装の損傷状況を調査・報告するもの。	

2 1 - 1 2 - 3 材料

コア採取の復旧は、本特記仕様書 2 1 - 3 - 4 材料及び基準（2）に示す基層用遮水性アスファルト混合物によるものとする。

2 1 - 1 2 - 4 施工及び報告

コア採取の施工は、高弾性上層路盤用混合物対象工区については、「1 箇所／1 0 0 m」で行うものとする。またコア採取結果について、様式は自由様式とし変状の部位及び状態が確認できるように取りまとめ、監督員に報告するものとする。ただし、監督員の指示に従いコア採取を追加する場合があります、その費用については、監督員と協議し定めるものとする。

2 1 - 1 2 - 5 数量の検測

コア採取の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

2 1 - 1 2 - 6 支払

コア採取の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコア削孔・採取・処分、採取部の復旧及び報告等コア採取に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（6）	事前調査工	
	コア採取A	箇所
	コア採取B	箇所

2 1 - 1 3 注意喚起溝工

2 1 - 1 3 - 1 定義

注意喚起溝工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、舗装施工後に外側線の外側に車線逸脱を注意喚起する凹形状の溝を施工するものをいう。

2 1 - 1 3 - 2 種別

注意喚起溝工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
注意喚起溝工A	舗装面に長さ150mm、深さ12mm、間隔300mm程度の凹型の注意喚起溝を施工するもの。	

現場で発生した廃材の運搬処理については、本特記仕様書 1 4 - 1 「建設副産物の活用等」によるものとする。

2 1 - 1 3 - 3 施工

注意喚起溝工の施工は、所定の位置及び溝の形状が保たれるよう行い、施工後は十分清掃するものとする。

2 1 - 1 3 - 4 数量の検測

注意喚起溝工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

2 1 - 1 3 - 5 支払

注意喚起溝工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う位置出し、注意喚起溝の施工、清掃、廃材処理等注意喚起溝工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一(7)	注意喚起溝工	
	注意喚起溝工A	m

2.2. 割掛対象表の項目に示す工事の内容

対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

【雑工事費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容
有料道路料金費	アスファルト舗装改良工、路面切削工の施工にあたり、アスファルト・コンクリート塊、粒状路盤材、セメント安定処理路盤材及び建設混合廃棄物の運搬に必要となる有料道路通行料金費用をいう。
試験舗装費	共通仕様書13-8-7及び本特記仕様書21-3-5に規定する試験舗装に要する費用をいう。試験舗装に係る切削廃材の運搬処分費及び交通安全設備の撤去設置費用を含むものとする。

2.3. 補足事項

2.3-1 設計図書の変更及び追加について

次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- (1) 高速道路事業のPR用に特別な看板の設置を追加する場合がある。
- (2) 施工予定箇所以外の路面調査を追加する場合がある。
- (3) 事前調査結果等により、混合物の種類、施工範囲、厚さ及び部分使用する箇所を変更する場合がある。
- (4) ランプ閉鎖の実施（事前予告）に係る事前広報用の横断幕及び立看板、LED標示板等の設置、撤去を追加する場合がある。
- (5) 本線規制において渋滞が著しい場合、後尾警戒作業を追加する場合がある。
- (6) FWD調査、開削調査を追加する場合がある。
- (7) クラックシール材によるひび割れ注入を追加する場合がある。

2.3-2 工事記録の作成及び提出について

(1) 工事記録情報

受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、様式-6「工事記録情報 完了届」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

なお、工事記録収集システムに関する問合せは、「保全情報管理員」に問合せるものとし、問合せ先については別途監督員より通知する。

2 3 - 3 車両制限令を超える車両の通行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、共通仕様書 1 - 6 2 「交通安全管理」(5)における確認については、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

2 3 - 4 交通規制内での重機故障時の対応

高速道路等の交通規制中に、重機等が故障して交通規制解除が遅れた場合は、高速道路等を利用している一般車両に多大な影響を与えることから、「重機等故障時対応マニュアル」(平成 19 年 1 2 月 関東支社長野管理事務所)に基づき、機械故障時の対応についての計画書を作成し、交通規制を伴う工事の施工開始前(2週間前)に監督員に提出するものとする。

2 3 - 5 無線電話等の使用

受注者は、業務の実施に当って無線電話等を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。

2 3 - 6 緊急時の協力業務

本工事期間中に長野管理事務所管内の高速道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途監督員と受注者で協議するものとする。

2 3 - 7 有料道路料金費に関する事項

有料道路料金費とは、ETC(Electronic Toll Collection System)が整備されているインターチェンジ等を ETC 無線通信により走行するために要する通行料金をいう。また、監督員の指示により有料道路通行区間を変更する場合、または、通行料金体系が見直しとなった場合は、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

2 3 - 8 間接工事費の変更

2 3 - 8 - 1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)

- ・労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

- ・なお、上記に関連し発生した間接工事費について監督員が必要と判断した場合、その費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

2 3 - 8 - 2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時(単価協議時)に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

2 3 - 8 - 3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の 14 日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書(様

式８）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から１４日以内に間接工事費計画書（様式８）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

２３－８－４ 間接工事費の増加費用の協議

- （１）受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費の増加費用に関する協議書（様式９）〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
- （２）受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- （３）間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が、間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式１０）を監督員に提出し協議するものとする。
- （４）間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額協議書により受注者は同意書（様式１１）を監督員に提出するものとする。

なお、協議開始の日から２８日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

２３－８－５ 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

２３－８－６ 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- ①共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式８）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ②現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式８）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ③間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- ④なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

２３－９ 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

２３－１０ 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

２３－１１ 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和５年１０月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書「１－２ 用語の定義」に定める「確認」及び「１－３０ 検査及び立会い」に定める

検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の工事等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、工事着手前に監督員と協議し定めるものとする。

2 3 - 1 2 快適トイレ

2 3 - 1 2 - 1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす現場付近に設置する仮設トイレをいう。

2 3 - 1 2 - 2 仕様

快適トイレは下表の（１）～（１１）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（１２）～（１７）については仕様を満たしていれば快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	（１）洋式便器
	（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	（３）臭い逆流防止機能
	（４）容易に開かない施錠機能
	（５）照明設備
	（６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg 以上とする）
付属品として備えるもの	（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	（８）入口の目隠し設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
	（９）サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	（１０）鏡と手洗器
	（１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	（１２）便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
	（１３）擬音装置（機能を含む）
	（１４）着替え台
	（１５）臭気対策機能の多重化
	（１６）室内温度の調整が可能な設備
	（１７）小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

2 3 - 1 2 - 3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

2 3 - 1 2 - 4 費用の取扱い

快適トイレの設置に要する費用は、支出実態に基づき新単価として定めるものとする。ただし、この新単価は支出実態から従来相当品額を控除したうえで51,000円／基・月を上限とする。また、対象数量の上限は男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとするが、上限数量より多く設置する場合の

費用については、その必要性について監督員と協議し決定するものとする。なお、快適トイレの運搬費は共通仮設費に含むものとし、別途支払は行わない。

2 3 - 1 3 熱中症予防に係る対策費用

2 3 - 1 3 - 1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

2 3 - 1 3 - 2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表－１に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表－１に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表－１ 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

2 3 - 1 3 - 3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年５月１日～９月３０日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後１ヶ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

2 3 - 1 3 - 4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ①熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

2 3 - 1 4 クマ対策に係る費用

2 3 - 1 4 - 1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

2 3 - 1 4 - 2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

23-14-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

1. クマ対策毎の実施数量及び実施期間
2. 実施状況が確認できる資料
3. 支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記1～3の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

23-15 猛暑対策に係る工期・施工時間帯の変更について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第22条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

以 上

様式－ 1 － 1

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（所長）

殿

住所

会社名

代表者名

工事費構成内訳書及び工程表の提出について

（工事名）

標記工事について、工事費構成内訳書及び工程表を作成しましたので、提出します。

工事費構成内訳書

(工事名)

工種・種別・細別	単位	数量	金額	摘要
直接工事費	式	1	0	
うち材料費	式	1	0	
うち労務費	式	1	0	
共通仮設費（積上計上及び率計上の計）	式	1	0	
現場管理費	式	1	0	
うち法定福利費の事業主負担額	式	1	0	
うち建退共制度の掛金	式	1	0	
一般管理費等	式	1	0	
工事原価のうち安全衛生経費	式	1	0	

※土木工事の場合は、「単価表の合計金額」から、共通仮設費（積上計上）を除いた金額とすること。

住所
会社名

工 程 表

(工事名) ○○道路 ○○工事

工事区間

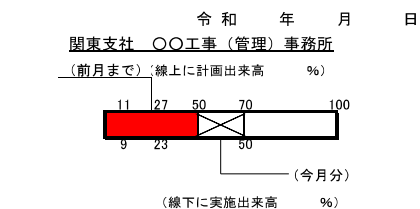
自 ○○県○○市○○ (STA ○○+○○) or (KP ○○+○○)

至) ○○県○○市○○ (STA ○○+○○) or (KP ○○+○○)

工 期

自) 令和 年 月 日

至) 令和 年 月 日

[illegible]

様式－2

令和 年 月 日

監督員

殿

現場代理人

工事履行報告書（令和〇年〇月分）

（工事名）

標記工事の出来高報告及び工程表を別添のとおり作成しましたので、報告します。

以 上

《注意事項》

- ・ 別添の工程表は、様式－1－3 とする。
- ・ Kcube2 による提出とする。

工事出来高報告（令和〇年〇月）

工 期

自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

(〇〇〇日間)

項 目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前 月 までの 累 計 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
準備工							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
後片付け							
全 体							

令和 年 月 日

監督員	副監督員	主任補助監督員	補助監督員

残 存 物 件 調 書 （受注者→監督員）

- 1 工 事 等 名
- 2 工事等場所
- 3 発生（受領）年月日
- 4 原因名及び原因発生年月日

品 名	材 質 (規 格 等)	概 算 数 量		発生材、貸付発生 材又は不要材料 の種別記入	物品又は固定 資産の分類
		単位	数量		

以上のとおり報告します。

監督員 ○○○○殿

受 注 者 △△△△

現場代理人 ◇◇◇◇

- （注） 1．発生年月日は受渡日を記入する。
- 2．原因別に一葉ずつ作成する。
- 3．写真を添付する。
- 4．「発生材、貸付発生材又は不要材料の種別記入」「物品又は固定資産の分類」はNEXCOが記入
- 5．Kcube2による提出とする

様式ー 4

令和 年 月 日

〇〇リサイクルセンター〇〇工場
管理責任者 〇〇 〇〇 殿

受注者名
現場代理人

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報
提供をお願い致します。

記

1. 工事名： 工事（工期： ～ まで）
2. 発注者：
3. 受注者：
4. 再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	適用指針等	予定使用量（m ³ ）	使用予定月

5. 情報の提供時期
別紙様式により上記使用予定月の一ヶ月前までに供給可能量をFAXで情報提供をお願いします。
6. 情報提供先及び連絡先
受注者：
TEL：
FAX：
現場代理人：
担 当：

以 上

再 生 資 材 使 用 計 画 書

施工工程	利用使途	使用数量 (m ³)	再資源化施設			備 考	使用予定数量 (m ³)	
							再生材	新 材

上段 供給可能数量（－は供給可能量が無い場合）

下段（ ）書きは使用予定数量（×については供給されない理由を備考欄に記入する）

（注）Kcube2 による提出とする

監督員
_____ 殿

受注者
現場代理人

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名			
工事件名			
No.	工 種 名	工事情報(テーブル名)	数 量

(注1) 発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する
(注2) Kcube2 による提出とする

様式－ 7

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
〇〇管理事務所長 殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

工事名) 〇〇自動車道 〇〇工事

特記仕様書〇－〇の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、申請いたします。

記

1. 不動産の種類
2. 不動産の所在地
3. 不動産の使用目的
4. 必要面積
5. 貸付希望期間
6. 添付書類
 - 工事請負契約書（写）
 - 特記仕様書（写）
 - 用地使用計画書

以 上

令和 年 月 日

監督員
殿

受 注 者
現場代理人 印

間接工事費計画書の提出について

(工事名) _____

標記工事について、特記仕様書「○. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】

費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名) _____

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 令和 年 月 日
2. 契約番号
3. 工 期
- | | |
|---------|-------------|
| 1) 当初工期 | 自) 令和 年 月 日 |
| | 至) 令和 年 月 日 |
| 2) 変更工期 | 自) 令和 年 月 日 |
| | 至) 令和 年 月 日 |
4. 協議額 ¥ _____ 円
(増加費用に係る一般管理費等を含まない)
5. 協議額内訳 別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

変更間接工事費計画書

(工事名)

(円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※ 実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を合わせて提出すること。

(様式-10)
令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

間接工事費増加費用見積書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号をもってご通知のあった標記については、下記のとおり見積りいたします。

記

間接工事費増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

(様式－ 1 1)

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号で協議のありました間接工事費増加費用の負担額について
は同意致します。

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

(様式－１２)
令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

材料調達変更計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書〇－１に基づき、提出致します。

記

(添付書類)

- ・材料調達変更計画書

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

材料調達変更計画書

(工事名)

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設材（鋼材）					

※実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

監督員
殿

受注者
現場代理人
印

材料調達実績報告書の提出について

(工事名) _____

標記工事について、以下のとおり材料調達の実績について報告致します。

記

対象材料

対象単価項目	調達予定数量	購入伝票等No	調達 年月日	調達数量	調達単価	資材調達 金額	輸送金額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7) (5)*(6)	(8)

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

低速プロファイラの運用に関する補足資料

1. 適用範囲

本資料は、舗装工事の出来形基準「平たん性」の測定に際し、「低速プロファイラによる路面のIRI測定方法」（試験法251）に基づき使用する低速プロファイラの性能に係る事前確認方法について記載する。

2. 用語の定義

本補足資料で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

（1）使用有効期間

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に規定する性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を保持するために、低速プロファイラ製造会社が定めた一定期間をいう。

（2）性能

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に規定する、距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値をいう。

（3）性能確認

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき、測定および結果の整理を行い、性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を確認するものをいう。

（4）較正試験

低速プロファイラ製造会社が行う、低速プロファイラの清掃・消耗品の交換・搭載されている各計測機器の較正に対し、低速プロファイラが正常に動作するか確認するための試験をいう。

（5）較正

低速プロファイラに搭載されている各計測機器の示す値と、基準値との誤差を確認し、各計測機器を調整して誤差の修正を行うものをいう。

（6）性能確認調査

低速プロファイラ製造会社が、低速プロファイラの製造時、性能に影響する改造時および較正試験時に行う性能確認について、性能確認の方法および結果の確認を行うものをいう。

3 使用機器の事前確認

舗装施工管理要領「Ⅱ建設工事関係1-5出来形基準」および「Ⅲ補修工事関係1-5出来形基準」に規定する「平坦性」の測定に用いる低速プロファイラについては、NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき確認した性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を満足した機器であることを事前に確認するものとする。

3.1 使用する機器

受注者は、舗装工事に使用する低速プロファイラについて、使用に先立ち、当該工事の工期を踏まえて機器の使用有効期間内であることを確認のうえ、故障・損傷がないものを使用するものとする。また、使用有効期間を超過する機器および故障・損傷のある機器については、低速プロファイラ製造会社による較正試験および性能確認を行うものとする。

3.2 使用確認願の提出

受注者は、低速プロファイラ使用確認願（様式-1）を監督員へ提出するものとする。

なお、使用確認願には、低速プロファイラの製造会社名および機種の種類（機種型式、製造番号）を記し、低速プロファイラの製造会社による較正試験結果、性能確認結果（様式-2）の写しを添付するものとする。

3.3 低速プロファイラ製造会社（販売者）の責務

- 1) 低速プロファイラ製造会社は、NEXCO 試験方法 付属書 001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき、製造時、性能に影響する改造時、較正試験時に性能確認を実施するものとし、低速プロファイラの性能を保持するため、使用有効期間を設けるものとする。
- 2) 低速プロファイラ製造会社は、NEXCO が行う性能確認調査に対して、協力しなければならない。
この場合、NEXCO は具体的な内容等を事前に低速プロファイラ製造会社に通知するものとする。
- 3) 修理時や較正時に、むやみに改造を行ってはならない
- 4) やむを得ない改造が必要な場合は、監督員若しくは NEXCO 総研に確認するものとする。

様式-1

令和 年 月 日

殿

受注者
現場代理人

低速プロファイラ使用確認願

工事名) _____

標記工事について、下記のとおり低速プロファイラを使用したいので、確認願います。

記

1. 低速プロファイラの製造会社名および機種名

製造会社名) ○○

機種型式) ○○

製造番号) ○○

2. 添付書類

- ・製造会社の校正試験結果および性能確認結果（写） 各1部

以上

（注）Kcube2による提出とする

様式－2

試験法－付属書 001

路面プロファイラの性能確認方法

製造会社名

機種型式

製造番号

測定年月日

測定者

舗装種別

IRI精度評価値													プロファイラ性能評価値																	
		試験プロファイル											平均			試験プロファイル											平均			
		往路						復路								往路						復路								
基準プロファイル (移植性性能値)	水準	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目		基準プロファイル (移植性性能値)	水準	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目		
試験プロファイル (反復性性能値)	往路	1回目													試験プロファイル (反復性性能値)	往路	1回目													
		2回目															2回目													
		3回目															3回目													
		4回目															4回目													
		5回目															5回目													
		6回目															6回目													
	復路	1回目														復路	1回目													
		2回目															2回目													
		3回目															3回目													
		4回目															4回目													
		5回目															5回目													
		6回目															6回目													
距離測定精度		距離測定											IRI精度評価値 = 移植性性能値 × 反復性性能値 = × = プロファイラ性能評価値 = 移植性性能値 × 反復性性能値 = × = 距離測定精度 = 1 － 距離測定誤差 = =																	
		延長	誤差量 各回		誤差率（％） 各回		精度（％） 各回																							
基準長																														
測定長	往路	1回目																												
		2回目																												
		3回目																												
		4回目																												
		5回目																												
		6回目																												
	復路	1回目																												
		2回目																												
		3回目																												
		4回目																												
		5回目																												
		6回目																												
全回平均																														

様式－2（記入例）

試験法－付属書 001

路面プロファイラの性能確認方法

製造会社名

〇〇〇

機種型式

〇〇〇

製造番号

〇〇〇

測定年月日

〇〇〇

測定者

〇〇〇

舗装種別

〇〇〇

IRI精度評価値				試験プロファイル												平均	プロファイラ性能評価値				試験プロファイル												平均
				往路						復路											往路						復路						
				1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目						1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目							
基準プロファイル (移植性性能値)		水準		0.970	0.980	0.990	0.970	0.980	1.000	0.970	0.980	0.990	0.970	0.980	1.000	0.982	基準プロファイル (移植性性能値) <th colspan="2">水準</th> <td>0.951</td> <td>0.960</td> <td>0.970</td> <td>0.951</td> <td>0.960</td> <td>0.980</td> <td>0.951</td> <td>0.960</td> <td>0.970</td> <td>0.951</td> <td>0.960</td> <td>0.980</td> <td>0.962</td>	水準		0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.980	0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.980	0.962	
試験プロファイル (反復性性能値)	往路	1回目		0.990	0.980	1.000	0.990	0.970								0.988	往路	1回目		0.970	0.960	0.980	0.970	0.951							0.968		
		2回目			0.990	0.990	1.000	0.990											2回目			0.970	0.970	0.980	0.970								
		3回目				0.980	0.990	0.990											3回目				0.960	0.970	0.970								
		4回目					0.990	0.980											4回目					0.970	0.960								
		5回目						0.990											5回目						0.970								
		6回目																	6回目							0.970							
	復路	1回目							0.990	0.980	1.000	0.990	0.970				復路	1回目							0.970	0.960	0.980	0.970	0.951				
		2回目								0.990	0.990	1.000	0.990					2回目								0.970	0.970	0.980	0.970				
		3回目									0.980	0.990	0.990					3回目									0.960	0.970	0.970				
		4回目										0.990	0.980					4回目										0.970	0.960				
		5回目											0.990					5回目											0.960	0.970			
		6回目												0.990					6回目											0.960			
距離測定精度				距離測定				IRI精度評価値 = 移植性性能値 × 反復性性能値 = 0.982 × 0.988 = 0.970 (97.0%) プロファイラ性能評価値 = 移植性性能値 × 反復性性能値 = 0.962 × 0.968 = 0.931 (93.1%) 距離測定精度 = 1 - 距離測定誤差 = 1 - 0.06% = 99.94%																									
				延長	誤差量 各回	誤差率 (%) 各回	精度 (%) 各回																										
基準長				240.000																													
測定長	往路	1回目	240.212	0.212	0.09%	99.91%																											
		2回目	240.488	0.488	0.20%	99.80%																											
		3回目	240.439	0.439	0.18%	99.82%																											
		4回目	239.769	-0.231	-0.10%	100.10%																											
		5回目	240.223	0.223	0.09%	99.91%																											
		6回目	240.250	0.250	0.10%	99.90%																											
	復路	1回目	240.512	0.512	0.21%	99.79%																											
		2回目	239.789	-0.211	-0.09%	100.09%																											
		3回目	240.334	0.334	0.14%	99.86%																											
		4回目	239.224	-0.776	-0.32%	100.32%																											
		5回目	240.195	0.195	0.08%	99.92%																											
		6回目	240.223	0.223	0.09%	99.91%																											
全回平均							0.06%					99.94%																					

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

取得報告書

(工事名)

標記工事について、下記のとおり現場閉所の実績を報告いたします。

記

項 目	内 容	週 数	備 考
対象期間	令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日 着工日 工事完成日		
	対象期間のうち、1 週間として 7 日間を確保できた週数	週間	
現場閉所日	現場閉所を 2 日／7 日以上確保できた週数	週間	
現場閉所率	対象期間の全ての週において、現場閉所が 2 日／7 日以上確保できているか？	達成・ 未達成	

※監督員が閉所日を確認できる資料を求めた際には、受注者はこれに応じるものとする。

※1 週間の定義は「工期開始日の曜日始まり」を基本とする。

※工期のうち、1 週間が 7 日間に満たない場合は除くものとする。

工 事 名	
受 注 者 名	
競争参加資格申請時に実施するとして取り組み	例) バイオ燃料対応機械の活用

1. 提案内容

例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

2. 取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t)

例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/h の削減が見込まれる。（根拠はパンフレットを参照）

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲h である。

削減される CO2 排出量(t) = ■■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2 排出係数(t/GJ)

= ★★t

(注) Kcube2 による提出とする。

カーボンニュートラル施工計画書

(注) Kcube2 による提出とする。